

総社市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第30号

総社市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

総社市職員の再任用に関する条例（平成27年総社市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前		
附 則 1 略 （任期の末日に関する特例） 2 <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号</u> に規定する特定警察職員等に該当する消防吏員である者に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> 3～5 略	略	附 則 1 略 （任期の末日に関する特例） 2 <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号</u> に規定する特定警察職員等に該当する消防吏員である者に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> 3～5 略	略
略			
略			

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。